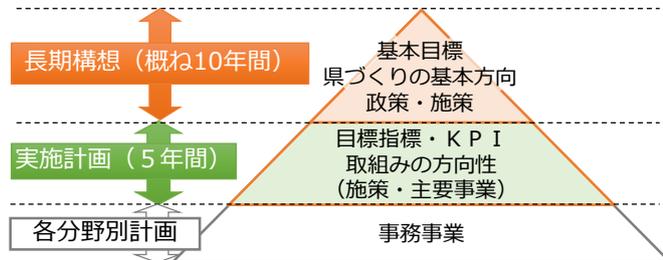


## 今後の審議の進め方について（案）

### 1 審議事項

- 「第4次山形県総合発展計画」（令和2年3月策定）は、「長期構想」と「実施計画」で構成され、現行の実施計画は令和6年度が終期

#### イメージ図



- このため、令和7年度からの新たな実施計画の策定に向け、本年度から来年度にかけて、本審議会において、現行の実施計画に基づく取組みの状況・成果や計画策定以降の社会経済情勢の変化を踏まえつつ、今後県が取り組むべき重点課題と対応方向について審議

⇒ 審議結果を本審議会の提言として取りまとめ【令和6年10月頃】

- 提言を受け、事務局において実施計画案を作成し、本審議会にて審議【令和7年2月頃】

#### <実施計画について>

- ・「第4次山形県総合発展計画 長期構想」に掲げた政策・施策の推進に向けて、重点的に取り組む事業の方向性を示すもの
- ・「政策」ごとに目標指標、「施策」ごとに重要業績評価指標（KPI）を設定し、毎年、それぞれの進捗状況等の整理・分析を行い、進行を管理
- ・「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）第9条に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略としての性格を有する

### 2 提言取りまとめに向けた審議の進め方

- 令和5年7月28日 総合政策審議会（主な検討課題等を審議）



- ・審議会委員、有識者、実践者等から、今後、県が取り組むべき重点課題や対応方向等についてヒアリング
- ・必要に応じて、審議会委員等を構成メンバーに、一定の政策分野を対象とする「政策課題研究会」を設置し、検討を深掘り

⇒ 事務局において「重点課題と対応方向」を整理

- 令和6年7月 総合政策審議会（重点課題と対応方向を審議）
- 令和6年10月 総合政策審議会（提言案を審議）
- 令和7年2月 総合政策審議会（実施計画案を審議）